

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

VII ILO

1 総会と主要な会議

1 第六七回国際労働総会

総会の概要

第六七回国際労働総会は、八一年六月三日から二四日までジュネーブのパレデナシオンにおいて開かれ、一四五の加盟国中、日本をはじめ一三七カ国から政労使三者の代表・顧問約一九〇〇人が出席した。日本からはビジティング・ミニスターとしての深谷労働政務次官ほか四四人の三者構成代表団が参加した。総会の議題はつぎの一〇であった。(1)理事会と事務局長の報告、(2)財政予算、(3)条約勧告適用、(4)団体交渉促進、(5)家庭責任労働者、(6)安全衛生、(7)移民社会保障権、(8)雇用終了、(9)ILOの機構、(10)南アのアパルトヘイト。

総会はこれらの議題を審議した結果、団体交渉、家庭責任労働者、安全衛生のそれぞれに関する条約と勧告を採択したほか、三年ごとの理事選挙をおこない、日本は政労使三者とも正理事の席を得た。また一九八二～八三年度の予算二億三〇〇〇万ドル(前年度より九%の増)を承認、日本の分担率は九・五一%(一一三二万ドル)となった。

国際障害者年にちなんで障害者の職業更生(リハビリテーション)の重要性をとりあげた事務局長報告をめぐり一般討議(いわゆる代表演説)には多くの代表・顧問が参加した。ビジティング・ミニスターとして出席した深谷労働政務次官と田中労働代表(同盟書記長)は、六月八日の本会議で代表演説をおこない、それぞれの立場から問題点を指摘するとともに、今後のILO活動にたいする提案をおこなった。またポーランド労組を代表してワレサ連帯議長が六月五日演説したほか、一二日には来賓のカンピンス・ベネズエラ大統領が特別演説をおこなった。ブランシャール事務局長は、二三日の本会議で代表演説にたいする回答演説をおこない、国連体制全体の努力のなかでILOは三者構成機関として寄与する用意のあることを明らかにし、第三世界への援助を強化するとのべた。

団体交渉の促進に関する条約と勧告

団体交渉の促進に関する条約(一五四号)とそれを補足する同名の勧告(一六三号)が採択された。事務局原案では勧告だけの予定だったが、労働側の要求もあって原則的な部分は条約化されることになり、条約・勧告の二本立てとなった。実質規定八カ条の条約は賛成三三二、反対〇、棄権一〇八で採択され、日本は労働者が賛成、政府と使用者は棄権だった。また団交促進の具体的方法を定めた九項目の勧告は、賛成四一七、反対〇、棄権七で日本は政労使三者とも賛成した。

これらの条約・勧告は、団体交渉の発展を奨励し、促進するための措置を規定したもので、原則としてすべての経済活動部門に適用されるが、軍隊、警察、公務については国内法令や国内慣行に

よって適用方法を定めることができるものとしている。条約にいう「団体交渉」とは労働条件や雇用条件の決定、労使間の関係の規制などを目的とする関係労使(単数、複数を問わず)間でおこなわれるすべての交渉とされる。

家庭責任労働者に関する条約と勧告

男女労働者の機会均等および均等待遇——家庭責任労働者に関する条約(一五六号)と同名の補足勧告(一六五号)が採択された。条約(実質一カ条)は賛成三三一、反対〇、棄権八六、勧告(三五項目)は賛成三四六、反対〇、棄権七八で採択された。日本は条約、勧告とも政府と労働者が賛成、使用者が棄権だった。

一九六五年の家庭責任労働者勧告(一二三号)をその後の進展に合わせて手直ししようとする条約、勧告は、「家庭責任」を被扶養子女だけでなく近親者をも含むよう拡大している。また話題となった両親休暇は、勧告第二二項にあり、両親のいずれかは出産休暇の直後に(育児)休暇をとる可能性をもつべきである、と規定している。

安全・衛生および作業環境に関する条約と勧告

職業上の安全・衛生および作業環境に関する条約(一五五号)と同名の補足勧告(一六四号)が採択された。安全衛生と作業環境の改善を目的とする実質二カ条の条約と一九項目の勧告のうち条約は賛成四〇八、反対一(米国使用者)、棄権八、勧告は賛成三九七、反対〇、棄権五で日本はいずれについても三者が賛成した。

労働者が危険な職場から離脱する問題は、条約第一三条、第一九条に規定され、使用者は、是正措置をとるまで労働者に危険な職場への復帰を要求できないものとされる。関連規定はつぎのとおり。

条約第一三条

生命又は健康に切迫し、かつ重大な危険が存在すると信ずるに足る合理的妥当性のある作業状況から避難した労働者は、国内条件及び国内慣行に従って生ずる不当な結果から保護されなければならない。

同第一九条(f)

生命又は健康に切迫し、かつ重大な危険が存在すると信ずるに足る合理的妥当性があると考えた労働者は、その状況を直上の監督者に直ちに報告すること。そして、必要ならば、使用者が是正措置をとるまで、使用者は労働者に生命及び健康に切迫し、かつ重大な危険が継続して存在している作業状況に戻ることを要求することはできない。

理事選挙

三年ごとの理事選挙は六月一〇日におこなわれ、その結果が翌一日の本会議に報告された。日本は、常任理事国としての政府のほか、使用者側吉野衡(日経連常任理事)、労働者側田中良一(同盟書記長)の両氏がそれぞれ正理事に当選、一九八四年六月の次期選挙までの任期をつとめることになった。

理事会はILOの執行機関で、政府二八、労使各一四の理事で構成され、総会決定の実施、事務

局の監督などをおこなうため、ふつう年三回(二～三月、五～六月、十一月)会合する。政府理事はそれぞれの属する国を代表して発言するが、労使の理事は総会で彼らを選出した労使の各グループ全体を代表している。

機構問題

事務局長の任命方法、定足数、憲章改正手続き、決議提出手続きなどについて最終的な合意を求めるため、理事会はこれらの問題を翌年総会の議題とするための措置をとることになった。

アパルトヘイト宣言

一九六四年の旧宣言を更新するための新しい宣言が採択され、この分野でのILOの活動を強化するための基金を創設すること、反アパルトヘイト活動を検討するため常設の総会委員会を設けることなどが決まった。基金は加盟国の政府、労使団体からの拠出によるものとし、この基金によって南アの解放運動、黒人労働者、黒人労働組合にたいしてILOのおこなう教育・技術援助を増加することが求められる。また総会の常設委員会には、各国の政労使がとった措置を報告することになる。

議題外決議

事前に提出されていた議題外決議案は審議の過程で優先順位が決められ、最終的には、経営訓練、新しい国際開発戦略、軍縮の経済社会的影響、訓練の機会均等の四つの決議が採択された。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
